

# 清潔でさわやかな生活を

～下水道事業のしおり～



余市町山田中継ポンプ場



余市町浜中中継ポンプ場

# 受益者負担金制度のあらまし

## 下水道は大切な公共の財産です

### ■受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、生活環境はグンと衛生的で快適なものとなりますので少しでも広い地域に完備されることが望めます。しかし、この下水道整備には、莫大な費用がかかるものです。

一般の公共施設は、利用者が不特定多数なので通常全額公費（税金等）で建設します。しかし、その施設によって限られた範囲内の特定の方々が著しい利益を受けることになる場合にも、その施設の建設費全額を同様な方法でまかなうとすれば、その施設の設置により利益を受けない方々にも同じ負担をお願いすることになり、住民の負担方法としては公平を欠くことになります。このため、立ち遅れている下水道を計画的に、しかも早く完成していくための建設費の一部に充てるため、下水道施設により著しい利益を受ける方々に対して建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

### 負担金の額は ～負担金は1度限りのもの～

みなさんが納める負担金の額は1㎡当り400円です。

負担金は区域内の土地の面積に応じてかかりますが、その土地に対し一度限りのものです。また土地の用途や種別に関係ありません。

#### 計 算 例

330㎡（約100坪）の土地を所有している場合

$330\text{㎡} \times 400\text{円} = 132,000\text{円}$ となります。

これを5年間に分割し、さらに年4期で納めて頂きますので、この場合

1期分の負担金額は、 $132,000\text{円} \div (5\text{年} \times 4\text{期})$ で6,600円です。

### ■負担金を納めていただく方

下水道が整備されますと、土地の利用価値が高まりますから、下水道が整備される区域内のすべての土地が負担金の対象となります。したがって、負担金を納めていただく方は原則としてその土地の所有者です。

ただし、借地等については、使用者との協議のうえ別に受益者を定めることができます。



## ■負担金徴収の法的根拠は

都市計画法第 75 条が根拠となり徴収されます。この規定は次のとおりです。

- 1、受益者負担金は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者にかかるものであること。
  - 2、負担金は、事業によって受ける利益の限度と事業費をこえてかけることはできない。
- 徴収方法その他については、町の条例によって定めることになっております。

本町においては、平成 2 年度から受益者負担金制度を採用していますが、これは昭和 63 年 12 月議会で議決制定された「余市町下水道事業受益者負担金条例」により、徴収されるものです。

## ■負担金の申告

公共下水道事業を行う区域（賦課対象区域）内の土地所有者に対し、公簿より、地積・土地所有者等を町で調査した「下水道事業受益者申告書」をお送りします。この申告書に受益者及び共有地については、代表者を定め、指定の日までに町へ申告していただきます。

この申告書をもとに負担金が賦課されます。詳しくは、後日お送りする申告書の書き方をご覧ください。

## ■受益者に変更があった場合

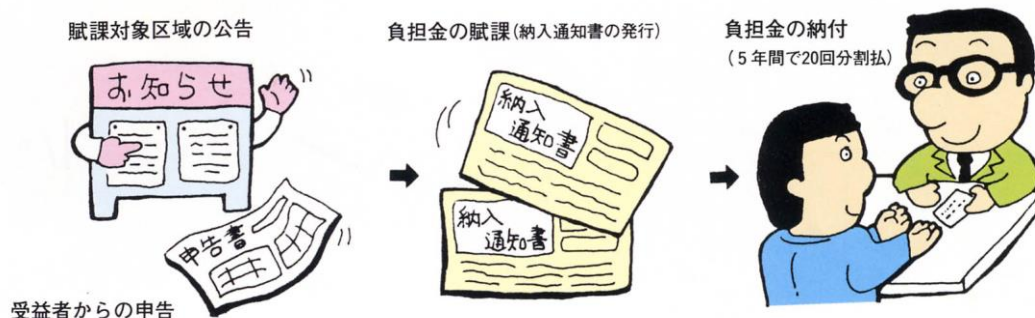
賦課対象区域として定められた日以後、土地の売買その他の事情により、受益者である土地所有者などに変更があった場合は「受益者異動申告書」を提出していただきますと次の納期分からの負担金は新たな土地所有者などに納めていただくことになります。

## ■負担金の支払方法

負担金は、5 年でこれを年 4 期に分けた 20 回で納付していただくことになります。毎年度最初の納期までに納入通知書をお送りいたしますので、これにより町内各金融機関・役場窓口で納付していただきます。口座振替制度もご利用ください。

## ●納期は次の通りです。

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
6月10日から 6月25日まで	8月10日から 8月25日まで	10月10日から 10月25日まで	12月10日から 12月25日まで



## ■負担金の報償金について

負担金は、5年に分割して納めていただくことになっていますが、初年度の第1期納期内（6月10日から25日）に5年分を一括納付される場合は、その納付する金額に右表の率を乗じて得た額が報償金となりますので、負担金総額から報償金を差し引いた金額を納付していただくことになります。

賦課した年度の1年目分の年額	0%
賦課した年度の2年目分の年額	6%
賦課した年度の3年目分の年額	12%
賦課した年度の4年目分の年額	18%
賦課した年度の5年目分の年額	24%

### 計 算 例

・所有地 330 m<sup>2</sup>（100 坪）の負担金総額 132,000 円を一括納付した場合

1年目分	0円	4年目分	$26,400 \times 18\% = 4,752$ 円
2年目分	$26,400 \times 6\% = 1,584$ 円	5年目分	$26,400 \times 24\% = 6,336$ 円
3年目分	$26,400 \times 12\% = 3,168$ 円	計	15,840円

※ この場合 100 円未満を切捨て 15,800 円が報償金の金額となります。

負担金総額 132,000 円から報償金 15,800 円を差し引いた金額 116,200 円を納付いただくことになります。

## ■負担金の減免は

その土地の利用状況などにより、町長が認めた場合は、減免されますので該当する場合は「下水道事業受益者負担金減免申請書」を提出してください。減免の主なものとしては、一般公衆用に使用されている道路、公園、生活保護法による生活扶助受給者の所有地、私立学校、社会福祉施設用地、神社寺院の境内地、墓地などです。



## ■負担金の徴収猶予は

受益者に災害、盗難等の事故が生じたことにより、負担金を納入することが困難な場合は納付期間を延長する特別な制度もありますので、ご相談ください。

## ■住所・居所の変更について

受益者又は納付管理人の住所、居所等が変更したときは、すみやかに「下水道事業受益者負担金納付義務者、納付管理人住所等変更申告書」によって届け出ていただくことになります。

## 下水道使用料金について

公共下水道が完成し、下水道を使用しはじめると、流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を支払っていただきます。皆さんからお支払いいただいた使用料は、ポンプ場や処理場の運転、下水管路の清掃や補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。

### 使用水量の決め方

下水道使用水量は、原則的には水道使用水量に基づいて決めます。井戸などの地下水を使用している場合などは、別に認定します。

#### 1カ月の使用料金

区分	基本料金	超過料金
一般用	7m <sup>3</sup> まで 1,505円	1m <sup>3</sup> につき 215円
公衆浴場用	100m <sup>3</sup> まで 2,400円	1m <sup>3</sup> につき 24円

### 使用料金の納入法

現在の水道料金に併せて計算されますので、毎月納付書を利用して金融機関等の窓口で納めるか口座振替制度を利用して納めていただきます。

#### 納付場所

北海道信用金庫本支店及び役場派出所  
北洋銀行  
余市町農業協同組合  
余市郡漁業協同組合  
北海道内のゆうちょ銀行及び郵便局  
全国のコンビニエンスストア（納付書をご確認下さい）

#### ・下水道使用料金計算例・

一般家庭で1カ月15m<sup>3</sup>の水を使いますと、  
基本料金 7m<sup>3</sup>迄 = 1,505円  
超過料金 8m<sup>3</sup>×215円 = 1,720円  
下水道使用料金は3,225円となります。  
毎月水道料金と一緒に納めていただきます。

### お支払いには、便利な

#### 口座振替制度のご利用を！！

この制度を利用いたしますと、金融機関等へ支払にいく手間がはぶけ、忘れることもありませんので、大変便利です。

※口座振替の申込みは下記金融機関へ口座お届け印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちください。



### 取扱金融機関

北海道信用金庫本支店及び役場派出所  
北洋銀行  
余市町農業協同組合  
余市郡漁業協同組合  
ゆうちょ銀行及び郵便局

## 排水設備をつくりましょう

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水进行处理することが出来る区域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりますと、供用開始の年月日、区域などをお知らせいたします。

そうしますと、処理区域内の家庭では、台所や浴室、洗濯などの汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」をつくっていただくことになります。

### 排水設備とは

下水道は、町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と、個人の敷地内などに設置し家庭から出る汚水を公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。

排水設備は排水管や汚水桝などで、皆さん個人でつくり、補修・点検などの管理していただくことになっています。

### 排水設備は6カ月以内に設置を

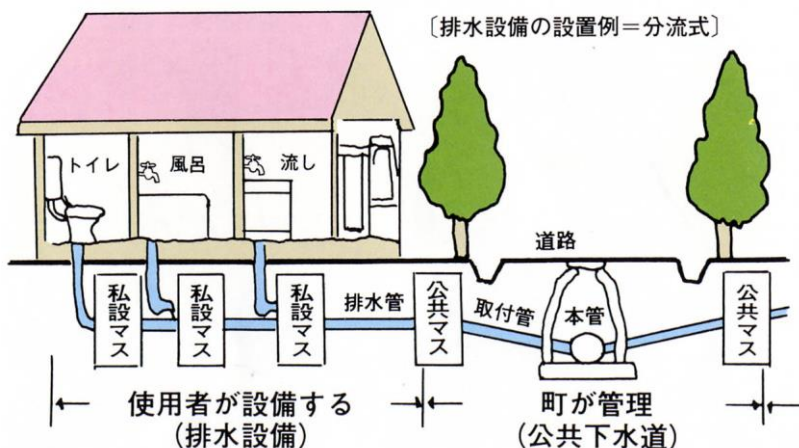
台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、供用開始された日から6カ月以内に、公共下水道へ直接流す排水設備を設置しなければなりません。

### トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、居住地の地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。

#### 公共ます（接続ます）

公共ます（接続ます）は、公道に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するために設置するますで、町が使用者の宅地などに1個設置し、管理します。



トイレの  
水洗化は



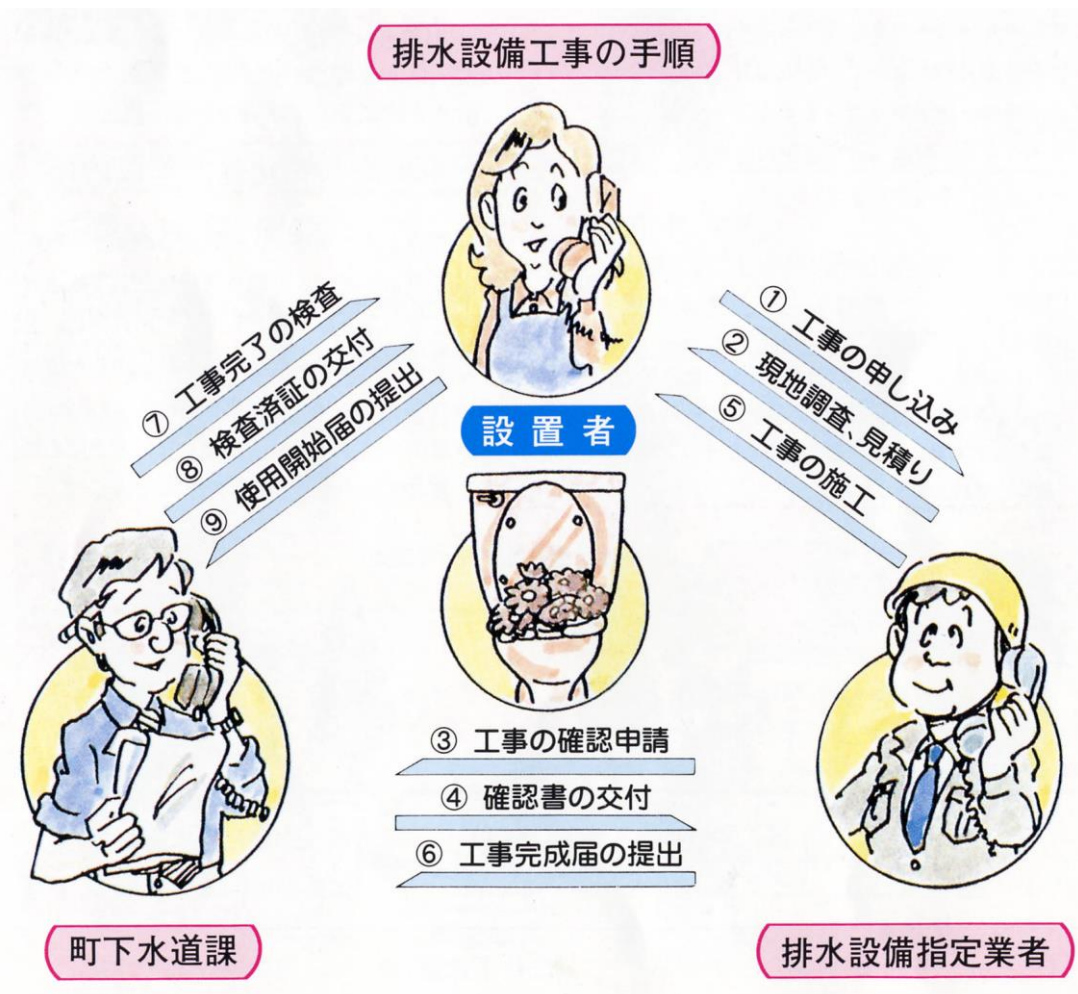
3年以内

## 排水設備（水洗化）工事の申し込み

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水枥を設置すると共に、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事と、水洗トイレへの給水工事などを行うものです。水洗トイレにするときは、ご家庭でよく検討したうえで、町が指定する排水設備業者と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などの確認するようにしましょう。

### 工事は必ず「指定業者」で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず町が指定した「排水設備業者」へお申込みください。指定業者は、基準に合った完全な設備をつくるために、必要な技術を習得しているほか、不当な工事の請求や粗悪工事などをなくして安心して工事をまかせる事ができます。また、指定業者は町に対する届出なども代って行いますのでお気軽にご相談ください。



## 水洗便所改造等資金貸付制度の利用を

この制度は、処理区域になるとトイレの水洗化が法律で義務づけられていることから改造資金の貸付や助成金を交付することにより皆さんの経済的負担をなるべく少なくし、一日も早く水洗化をしていただくために設けられた制度です。

### 貸付制度

#### • 貸付対象者

くみ取り便所を水洗便所に改造しそれに伴う排水設備を設置する者。

※新築住宅や法人、営業用、団体所有の住宅は該当しません。

#### • 貸付額

水洗化工事 1 件につき 60 万円以内（ただし限度額に満たない工事はその工事費）

#### • 貸付条件

下水道事業受益者負担金及び町税を完納している方、償還能力を有する方、一時に工事費負担が困難な方、町内に居住している確実な連帯保証人（1 人）を有する方。

#### • 償還

毎月元金均等 60 カ月以内（借りた月の翌月から償還）

#### • 利息

無利子（処理区域の公示後 3 年以内～利息は町が負担します。但し、延滞利息は借受者負担）

#### • 取扱金融機関

町内金融機関（北海道信用金庫余市支店及び沢町支店・余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合）

#### • その他

貸付金は、取扱金融機関より施工業者に支払われます。

### 助成制度

#### • 助成対象者

処理区域となった日から 3 年以内に自己資金をもって水洗化工事と排水設備工事を同時施工した者。

#### • 助成条件

下水道事業受益者負担金及び町税を完納している方、町内に居住する方。

#### • 助成金額

1 年以内	3 万円
1 年をこえて 2 年以内	2 万円
2 年をこえて 3 年以内	1 万円